

新型コロナウイルス対策 ガイドライン Ver5.1

※ガイドライン Ver5 に、緊急事態宣言下での対応を反映
※緩和策の中断範囲については取り消し線で表記

堺市立柁文化会館

堺市立東文化会館

堺市立美原文化会館（アルテベル）

堺市立文化館

公益財団法人堺市文化振興財団

令和3年1月

1. 策定の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防と継続的な開館・事業実施の両立を図っていくにあたって、堺市立柁文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館（アルテベル）及び堺市立文化館が提供するサービスの場面ごとに、具体的な感染予防を検討し実践するため、本ガイドライン等を策定する。

ただし、フェニーチェ堺の新型コロナウイルス対策ガイドラインは、別途定めるものとする。

2. 基本方針

○必要な感染拡大防止対策を講じたうえで、開館を維持・継続する。

ホール、諸室の特徴や公演等の規模・態様等を考慮した対策を講じて開館を可能な限り継続することとし、その具体的な対策については、「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（公益社団法人全国公立文化施設協会・令和2年5月14日策定、令和2年9月18日改定）」及び「感染拡大予防にかかる標準的対策（令和2年5月付大阪府・策定）」を踏まえ策定する。

ただし、政府による緊急事態宣言の発令に伴う大阪府知事による施設の使用制限の要請や堺市からの要請があった場合は休館とする。また、大阪府下における感染拡大状況を鑑みながら、ホール、諸室の利用を制限または緩和する等、時点時点で即した対応をすることとする。

○来館者（公演を鑑賞等するために来場する者（以下「来場者」という。）、出演者及び公演の開催に携わるスタッフ（以下「公演関係者」という。）の安全を確保する。

来場者を始め、すべての来館者の安全を確保するため、必要な感染防止対策を実施する。

感染防止対策の実施にあたっては、各館の職員をはじめ、施設運営に関する委託業務従事者、公演関係者、来場者が相互に協力して新型コロナウイルス感染症予防に徹底的に取り組むことを要請する。

公演・イベント等において、感染防止対策が十分でないと判断した場合は使用を制限することとする。

○職員（施設の管理・運営に従事する者）の安全を確保する。

継続的な開館運営を担う職員及び施設の管理・運営に関する業務委託事業従事者（以下「職員等」という。）の安全確保のため、必要な感染防止対策を講ずる。

職員等に感染者が発生した場合は、保健所等の指導に従い、臨時休館など必要な措置を行うこととする。

3. 管理運営方針

新型コロナウイルス感染症対策及び継続的な運営を実施するために、各業務の方針を以下のとおり定める。

○広報業務

お客様が安心して来場できる施設だと思っていただけるよう、分かりやすく迅速な情報発信、情報提供をめざします。

- 館内の啓発表示の実施
- HP等での情報発信
- 関係者間の正確な情報共有

○事業企画業務

公演関係者をはじめ、舞台関係者、来場者、職員等の全員が協力し、ともに感染防止の対策を行いながら、

公演事業を実施します。

- 職員等と来場者の感染防止リスクの排除を徹底します。
- 開場前から休憩時間、退場時まで導線を踏まえた「3つの密」(①密閉空間、②密集場所、③密接場所)(以下、「3密」という。)を防ぐため対応を徹底します。
- 公演関係者の感染防止リスクの排除を徹底します。

○舞台技術業務

舞台設営・撤去、舞台運営において、公演関係者と協力して、感染リスクの排除の徹底に努めます。

- 作業場における感染リスクの排除を徹底します。
- ホール備品・機材等の消毒・除菌を徹底します。
- 公演関係者の協力を得て感染防止に努めます。

○貸館・施設管理業務

(1) 貸館業務

利用者の意向等の把握に努めながら適切な予防対策を促し、利用者が理解して利用できることをめざします。

- 貸館条件の設定(梅、東、美原<各館運営規則第3条第4項>
文化館<運営規則第12条第2項>)
- 利用による感染リスク回避のための利用自粛に対する救済措置の設定
- 感染状況に応じた段階的な条件緩和
- 対面業務(申請受付、支払い、利用打ち合わせ、利用現場対応等)での感染防止対策
- 対策に係る備品、消耗品の検討、購入、管理
(消毒液、体温計、マスク、透明シート etc.)

(2) 施設管理業務

機械設備の運用(換気管理、自動ドアの運用、温湿度管理など)を環境に応じた的確に実施し、感染防止に努めるとともに、熱中症対策や不快な環境にならないよう、配慮した機械運転をめざします。

- 機械換気設備の運転監視
- 共用部(休憩スペース)の限定
- 清掃場所、頻度、消毒等、必要事項の徹底

○職員体制の方針

- (1) 本ガイドラインに定めた感染防止対策が実行できるよう周知徹底します。
- (2) 執務エリアでの密集を避けるため、在宅勤務や時差出勤などジョブローテーションを工夫します。
- (3) 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置にするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めます。
- (4) 執務エリアでの事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品等の消毒を定期的に行い必要箇所に手指消毒用消毒液を設置します。
- (5) ユニフォームや作業着はこまめに洗濯します。
- (6) 公演や貸館業務に直接関与しない職員は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えます。
- (7) 自己の健康管理を徹底するとともに、発熱等体調不良時には「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。
職務の実施体制を維持するため、必要に応じて臨機に対応できるよう職員の協力体制を構築することとする。
- (8) 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が確認した場合は報告必須(財団事務局と市)

4. 各フェーズの基本的対応

今後も感染拡大・縮小に伴って、緊急事態宣言、休館要請、自粛要請など、国及び大阪府が定める各フェーズに移行することが想定されることから、新型インフルエンザ等感染症対策特別措置法第24条、第45条に基づく要請等に応じて、基本的対応及び対策を決定・共有することとする。

【想定される要請項目】

- ・ホール等の収容率の低減
- ・時差出勤、テレワーク等
- ・イベントの自粛
- ・類似施設でクラスター発生時の対応 など

5. リスク評価

堺市立柁文化会館、堺市立東文化会館、堺市立美原文化会館（アルテベル）及び堺市立文化館において、提供しているサービスの内容に応じて、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である「接触感染」と「飛沫感染」のそれぞれについて、職員等や来館者の導線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討することとする。

【評価点】

- ・「接触感染」のリスク評価
他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。
- ・「飛沫感染」のリスク評価
換気の状態を考慮、人と人との距離がどの程度維持できるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるか など

(1) 施設管理・貸館業務

施設管理におけるリスク評価は、以下のとおり。

【公演実施に伴う各館共通のリスク評価】

- ・公演終了前後の待合等による密集・密接状態の発生
- ・入退場時の混雑による密接・密集状態の発生
- ・休憩時間時のトイレ待ちその他、密集・密接状態の発生
- ・公演終了前後のサイン会、物販、公演者による舞台後のあいさつ等による密集・密接状態の発生

【各施設のリスク評価】

●柁文化会館

館内施設	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
共通項目	諸室で、利用者等が高頻度に接触することにより感染リスクがあるもの 【飛沫感染リスク・密状態】 各ホール及び諸室の定員、又はそれに近い人員を収容する場合、待合、入退場時、休憩時間等において観客、参加者等が密な状況になる。 【共有・高頻度接触部位】 ・テーブル ・椅子の背もたれ ・ドアノブ ・電気スイッチ ・ゴミ箱 ・エレベーター ・階段手摺
ホール	密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（参加者数による。席が可動式ではない） 座席・ひじ掛け、ドア、トイレなど共通利用による接触 【共有・高頻度接触部位】 もぎり、プログラム配布、ピアノ、マイク

研修室・陶芸室	密集・密接（参加者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、その他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・館内内線電話
料理室	密集・密接（参加者数による、密接を避ける配置が可能） 料理中のウイルス飛沫感染、試食リスク 机、いす、調理器具、その他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・館内内線電話・冷蔵庫等の設置機器ドア取手
和室(2) 会議室(2)・講座室(4)	密集・密接（参加者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、その他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・館内内線電話
音楽室	密閉空間（窓の開閉はできないが、24時間換気可能） 密集・密接（参加者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、ピアノその他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・館内内線電話
視聴覚室	密集・密接（参加者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、ピアノその他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・館内内線電話
楽屋スペース	密集・密接（参加者数による） トイレ、ベンチ、机・椅子などの共用備品による接触 飲食リスク 【共有・高頻度接触部位】 ・シャワー室　・給湯室
舞台・調光室・音響室・映写室	ホール備品・機材等について ・イス、ピアノ、マイクなど ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む） ・インカム、トランシーバー ・マイク
トイレ	多目的トイレ、和式 ごみ箱、便座、ボタン類
受付・案内	対面形式での対応、チケット・現金の受渡など飛沫感染 【共有・高頻度接触部位】 ・カウンター　・施設パンフの配布 ・現金

●東文化会館

館内施設	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
共通項目	諸室で、利用者等が高頻度な接触により感染リスクがあるもの 【飛沫感染リスク・密状態】 各ホール及び諸室の定員、又はそれに近い人員を収容する場合、待合、入退場時、休憩時間等において観客、参加者等が密な状況になる。 【共有・高頻度接触部位】 ・テーブル　・椅子の背もたれ　・ドアノブ　・電気スイッチ ・ゴミ箱　・エレベーター　・階段手摺
メインホール	密閉空間（窓の開閉はできないが、開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による。席が可動式ではない） 座席・ひじ掛け、ドア、トイレなど共通利用による接触 【共有・高頻度接触部位】 もぎり、プログラム配布、ピアノ、マイク
フラットホール	密閉空間（窓の開閉はできないが、開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による。ホール内の人の偏り） 座席・ひじ掛け、ドア、トイレなど共通利用による接触、ステージと観客の距離 飲食リスク 【共有・高頻度接触部位】

	もぎり、プログラム配布、ピアノ、マイク
ギャラリー	密閉空間（窓の開閉はできないが、開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による。ホール内の人の偏り） ドア、トイレ、可動式壁面など共用箇所による接触 【共有・高頻度接触部位】 プログラム配布、芳名簿
リハーサル室	密閉空間（窓の開閉はできないが、開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による、人の偏り） 机、いす、マイクその他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・ロッカー、館内内線電話、ピアノ
練習室 1～5	密閉空間（窓はないが、開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による、密接を避ける配置が可能） 机、いす、マイク、ピアノ、楽器その他の共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 室内壁面、館内内線電話
工芸室	（開窓換気可能・開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による、人の偏り） 机、椅子、器具その他の共用備品による接触
料理室	（強制換気可能） 料理中のウイルス飛沫感染、試食リスク 机、椅子、料理器具、マイク、デンモクの共同利用による接触
和室	（開窓換気可能・開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による、人の偏り） お茶道具その他の共用備品による接触
講座室	密閉空間（窓の開閉はできないが、開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による。室内の人の偏り） 机、椅子、ドアなど共通利用による接触 講師が対面による飛沫リスク
研修室	密閉空間（窓の開閉はできないが、開館時連続換気可能） 密集・密接（参加者数による。人の偏り） 机、椅子、ドアなど共通利用による接触
プレイルーム	密閉空間（窓の開閉はできないが、開館時連続換気可能） 子供による密着リスクが高い
ホワイエ	密集・密接（参加者数による） トイレ、ベンチ、机・椅子などの共用備品による接触 【共有・高頻度接触部位】 ・エレベーター ・階段手摺 ・テーブル・椅子
楽屋スペース	密集・密接（参加者数による） トイレ、ベンチ、机・椅子などの共用備品による接触 飲食リスク 【共有・高頻度接触部位】 ・シャワー室 ・給湯室
舞台・調光室・音響室・映写室、サブルーム	ホール備品・機材等について ・イス、ピアノ、マイクなど ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む） ・インカム、トランシーバー ・マイク
エントランスロビー等	自動販売機、ベンチ、授乳室、プレイルーム、イス、テーブル、 【共有・高頻度接触部位】 ・階段手摺 ・ゴミ箱 ・エレベーター ・チラシラック（配架チラシ）
トイレ	多目的トイレ、和式 ごみ箱、便座、ボタン類
受付・案内	対面形式での対応、チケット・現金の受渡など飛沫感染 【共有・高頻度接触部位】 ・カウンター ・施設パンフの配布 ・現金

※東文化会館の換気設備は、空調設備に連動。開館時は全館換気可能であり、密閉空間を回避

●美原文化会館

館内施設	リスク評価 (どのような感染リスクがあるか)
共通項目	諸室で、利用者等が高頻度に接触することにより感染リスクがあるもの 【飛沫感染リスク・密状態】 各ホール及び諸室の定員、又はそれに近い人員を収容する場合、待合、入退場時、休憩時間等において観客、参加者等が密な状況になる。 【共有・高頻度接触部位】 ・テーブル・イスの背もたれ・ドアノブ・電気スイッチ・階段手摺 ・エレベーター
ホール	密閉空間 (窓の開閉不能 24 時間換気可能) 客席一密集・密接は回避不能 【共有・高頻度接触部位】 ・もぎり・プログラム配布・ピアノ鍵盤・マイク・座席ひじ掛け、背もたれ
楽屋スペース	密集・密接 (出演者数による) トイレ、化粧台、イス、などの共用備品による間接接触 飲食リスク 【共有・高頻度接触部位】 ・トイレ、化粧台、イス、などの共用備品
ホワイエ周辺	密集・密接 (観客数による) 飛沫感染のリスク 【共有・高頻度接触部位】 ・トイレ・自動販売機・配架台・階段手摺・イス
2階 リハーサル室	密閉空間 (窓が設置されていないため) 【共有・高頻度接触部位】 ・ドアノブ・レッスンバー・ダンスバー・更衣室
2階 音楽室①②	密閉空間 (音漏れ防止のため、窓の開閉不可) 歌唱、管楽器 (口で吹く楽器) による飛沫感染 【共有・高頻度接触部位】 ・ドアノブ・ピアノ鍵盤・マイク・ダンスバー
3階 工芸室	【共有・高頻度接触部位】 ・電動ろくろ・焼窯扉・水道蛇口・ドアノブ・窓・乾燥作業棚
3階 和室	【共有・高頻度接触部位】 ・ドアノブ・茶釜・障子、襖・水道の蛇口・窓
4階 講座室①②	【共有・高頻度接触部位】 ・ドアノブ・窓・イスの背もたれ・マイク
4階 プレイルーム	【共有・高頻度接触部位】 ・ドアノブ・フロアマット・壁面・窓
5階 研修室①～⑤	【共有・高頻度接触部位】 ・ドアノブ・イスの背もたれ・窓・マイク
5階 視聴覚室	【共有・高頻度接触部位】 ・ドアノブ・イスの背もたれ・窓・マイク・プロジェクター操作
5階 料理室	料理中のウイルス飛沫感染、試食リスク 【共有・高頻度接触部位】 ・ドアノブ・イス・水道の蛇口・調理器具・ガス器具
舞台・調光室・音響室	・ホール舞台備品 (イス、マイク、ピアノ等) ・機構、照明、音響等の操作盤 ・インカム トランシーバー マイク類
トイレ (ホール内)	・ごみ箱、便座、ボタン類
受付・案内	対面形式での対応 チケット、現金の受け渡し等、飛沫感染 【共有・高頻度接触部位】 ・カウンターテーブル・施設パンフ等・現金

●文化館

	館内施設	リスク評価 (どのような感染リスクがあるか)
パブリックスペース	玄関風除室	・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 配架台/傘用ビニル袋スタンド
	エントランスロビー	・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 自動販売機/コインロッカー/ドリンクカウンター/ゴミ箱
	受付・案内	・対面形式対応でのチケット・現金の受渡など飛沫感染 ・密集・密接 (利用者数による) 【共有・高頻度接触部位】 カウンター/チケット・施設パンフの配布/現金/貸室申し込み時の手続き会議机・椅子
	ミュージアムショップ	・密集・密接 (利用者数による) ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 商品見本および一部販売商品
	エレベーター	密閉空間 (24 時間換気可能) ・密集・密接 (利用者数による) ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 エレベータースイッチボタン/高密度空間
	2 階回廊	・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 ベンチソファ
	3 階回廊	・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 フォトコーナーカットアウト/同撮り棒/チョココーナーガラスケース/アンケートコーナー筆記具・用紙設置スタンド・投函 BOX/会議机・スタッキングチェア
	2・3・4 階 各男女トイレ	密閉空間 (窓の開閉はできないが、24 時間換気可能) ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 出入口ドア把手/個室ドア・ロックレバー/ペーパーホルダー/便座・フタ/ボタンスイッチ類/フラッシュレバー/洗面台/ゴミ箱
2 階多目的トイレ	密閉空間 (窓の開閉はできないが、24 時間換気可能) ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 出入口ドア把手・ロックレバー/保持金具/ペーパーホルダー/便座・フタ/ボタンスイッチ類/洗面台/ゴミ箱	
ギャラリー関連	2 階・3 階 ギャラリー各室 全 8 区画 (各区画共通)	密閉空間 (窓の開閉はできないが、24 時間換気可能) ・共有物への接触 【飛沫感染リスク・密状態】 諸室の定員、又はそれに近い人員を收容する場合、待合、入退場時、休憩時間等において観客、参加者等が密な状況になる。 【共有・高頻度接触部位】 鉄扉表面及び把手/照明・エアコンスイッチ/展示関連備品類/スポットライト (利用者により使用備品は異なる)/受付台設置時の会議机・パイプ椅子・筆記用具
	2 階ギャラリー控室	密閉空間 (窓の開閉はできないが 24 時間換気可能) ・密集・密接 (利用者数による) ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 テーブル・椅子/鉄扉表面及び把手/照明・エアコンスイッチ/ゴミ箱/ハンガー
	3 階ギャラリー控室	密閉空間 (窓の開閉はできないが 24 時間換気可能) ・密集・密接 (利用者数による) ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 鉄扉表面及び把手/ソファ (ひじ掛け付き)・テーブル・椅子/照明・エアコンスイッチ/ゴミ箱/ハンガー

	2階・3階・4階 給湯室	密閉空間（窓の開閉はできないが24時間換気可能） ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 流し台／冷蔵庫／食器類／食器洗い洗剤／洗い桶／台拭き／ポット／ゴミ箱
	2階備品庫	密閉空間（窓の開閉可能、24時間換気可能） ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 鉄扉表面及び把手／利用設営・撤去時の展示台、会議机、パイプ椅子、ピクチャーワイヤー類、脚立、ホワイトボード、各種台車
	3階備品庫（西・東）	密閉空間（窓の開閉はできないが24時間換気可能） ・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 鉄扉表面及び把手／利用設営・撤去時の展示台、会議机、パイプ椅子、ピクチャーワイヤー類、脚立、講演台、各種台車
ミ ュ シ ャ 館	3階 ミュシャ館展示室	密閉空間（窓の開閉はできないが24時間換気可能） ・密集・密接（利用者数による） ・共有物への接触 【飛沫感染リスク・密状態】 諸室の定員、又はそれに近い人員を收容する場合、待合、入退場時、休憩時間等において観客、参加者等が密な状況になる。 【共有・高頻度接触部位】 展示ガラスケース類／図書／デジタルコンテンツタッチパネル／テーブル・椅子
	4階 ミュシャ館展示室	密閉空間（窓の開閉はできないが24時間換気可能） ・密集・密接（利用者数による） ・共有物への接触 【飛沫感染リスク・密状態】 諸室の定員、又はそれに近い人員を收容する場合、待合、入退場時、休憩時間等において観客、参加者等が密な状況になる。 【共有・高頻度接触部位】 展示ガラスケース類／ベンチソファ／解説用パウチシート／展示作品目録
	4階回廊	・共有物への接触 【共有・高頻度接触部位】 ぬり絵コーナー筆記具・用紙設置スタンド／アンケートコーナー筆記具・用紙設置スタンド・投函BOX／配架チラシ／会議机・スタッピングチェア

(2) 公演事業

事業規模・内容	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
文化芸術振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ホールを通常使用した場合、固定席のために3密状態になりやすい。 ・ホール公演の来場者は名簿がないため、クラスター化した場合に、感染ルートが追えなくなる。 ・諸室を使用した場合、ワークショップや体験型事業などの中には内容によって、密着度が高く、接触リスクが上がるものがある。 ・歌唱を伴う公演などにおいては、最前列付近に飛沫感染のリスクが伴う。 ・職員等からお客様へのチケットのめくりや配付物の手渡しに接触感染のリスクが伴う。 ・客席における大声（歓声、声援、唱和等）による飛沫感染
自主事業	

(3) 舞台準備・運営・撤去

事業規模・内容	リスク評価（どのような感染リスクがあるか）
ホール備品・機材等について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や公演関係者など不特定多数が利用する備品（イス、ピアノ、マイクなど） ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む） ・その他の機材（持ち込み機材含む） ・備品の転換時等の密集、密接

舞台・舞台裏	<ul style="list-style-type: none"> ・リハーサル、本番における出演者、関係者間の感染リスク ・舞台裏における密集・密接状況の発生 ・舞台上から客席（最前列の席など）への飛沫感染
楽屋スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者、関係者間の感染リスク 【接触感染】会食の場合の容器、金銭の受渡による感染リスク 【飛沫感染】楽屋等での複数人による会食、対面会話等による感染リスク

(4) 集客施設としてのリスク評価・地域におけるリスク評価

「接触感染」及び「飛沫感染」によるリスク評価のほか、以下のリスク評価を行う。

□集客施設としてのリスク評価

公演等の開催にあたっては、大規模な人数の移動、府域を越えた移動、施設内での入退場が長時間滞留せず人と人との距離が確保できるのか等について、事業ごとに検証する。

□地域におけるリスク評価

地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価。→大阪府下において感染者（経路不明）が増加傾向にある場合（堺シグナルの発令等）、状況に応じた注意喚起及び防止対策を実施する。

(5) 来場者の救急対応

来場者が体調の急変により救急対応が必要な場合においては、新型コロナウイルス感染症によるものか判別できないかを対応する必要がある。

6. 感染防止対策

(1) 管理運営上の共通対策

□共通事項

【接触感染対策】

- ・清掃、消毒作業について、市販されている「界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤」を用いて清掃することとする。
- ・清掃は、原則、エントランス等共有スペースでは1日に1回とし、消毒清掃の作業箇所及び頻度は、利用状況に応じ複数回、ホールをはじめ諸室では利用毎にそれぞれ行うこととする。
- ・清掃、消毒作業は、清掃業務委託事業者を含め職員等が行うこととする。

【飛沫感染対策】

- ・3密の3つの条件がある場では、感染を拡大させるリスクが高く、こうした環境の発生を極力防止することとし、職員だけでなく公演関係者、来場者が相互に感染防止に協力していただけるよう要請する。
- ・感染症予防に関する啓発・周知

施設の利用にあたって、注意すべき内容を周知するため、来場前にホームページ等でお知らせするとともに、貸館利用者への感染防止対策をまとめた資料の配布、スピーカによる来場者への注意喚起や、施設各所に適切な啓発チラシを貼付するなど、来場者に協力を求める。

(主な周知内容)

3密の回避、マスクの着用、咳エチケット、手指の消毒、発熱等有症状者の来館自粛、大声の発声の禁止、ソーシャルディスタンスの維持 など

【感染拡大防止対策】

- ・主催者による参加者名簿の作成（事前予約、入場時の連絡先の確認など）
- ・「大阪コロナ追跡システム」のQRコードを提示し、来場者に対しQRコードへの入力要請を行うこと

※大阪コロナ追跡システムとは、不特定多数の人が集まる飲食店舗・集客施設等において感染者が発生したときに備え、QRコードを活用して、大阪府がイベント参加者や店舗棟利用者の連絡先を把握し、感染者発生時に迅速に連絡を行うことによって、感染拡大を防ぐためのシステム。

【共通対策】

人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2mを目安に）	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンスの確保 ・参加者名簿の作成、又は「大阪コロナ追跡システム」の導入。
入口及び施設内の手指の消毒設備の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・出入り口、トイレ、各室への消毒液の設置
マスクの着用（従事者及び来館者に対する周知）	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者のマスク着用の徹底 ・来館者へのマスク着用の徹底
その他、手洗い、咳エチケット等の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・テーブル、イスの一部撤去 ・エレベータの人数制御 ・階段利用の推奨
感染防止のための来館者のチェック（発熱又は風邪の症状がある方の入場制限）	<ul style="list-style-type: none"> ・熱は軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。 ・来館時の体温チェックを実施する。（発熱者を検温計などで特定） ・体調不良者、発熱者への入館辞退を働きかける。 ・チケット払戻など、当日入場できなかった来館者への対応を規定する。 ・国及び大阪府等からの要請や感染状況等に応じて、不要不急の来館の自粛、長時間にわたる共用部分での滞在などを制限する。

【大阪府への事前相談】

○令和2年9月19日から令和2年11月30日（令和3年2月末日まで延長【内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・令和2年11月12日付通知】）までに実施する事業（貸館による公演・イベントの開催を含む。）について、全国的な移動を伴うイベント、又は参加者が1000人を超えるようなイベント実施にあたっては、主催者（貸館の場合は主催団体等）が大阪府への事前相談のうえ実施することを徹底する。

※参考

堺市新型コロナウイルス対策本部会議通知（令和2年7月14日付危管第372号）及び大阪府政策企画部危機管理室長通知（令和2年7月9日付災対第1411号）

*相談窓口【06-4397-3293（大阪府危機管理室災害対策課危機管理・国民保護グループ）】

※感染防止宣言ステッカーについて（令和2年7月5日で登録）

来館者に感染防止ガイドラインに基づき対策を実施していることをお知らせするため、7月5日付で大阪府の本制度に登録。「感染防止宣言ステッカー」を受付窓口にて掲示。

本制度は、大阪府が感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るため、業種ごとに定められた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」を遵守している事業者を対象に「感染防止宣言ステッカー」を発行。

(2) 施設における対策

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知（令和2年5月25日付）「移行期間における都道府県の対応について」（以下「政府通知」）に基づいて、段階的に施設利用に関する制限を緩和することとし、改めて通知等があった場合は、その内容に応じて適宜・的確に対応する。

【政府通知による段階的緩和の目安】

移行期間	期 間	屋内施設におけるイベント・人数上限 ※コンサート等の留意事項
ステップ1	5月25日～ 6月18日	収容率50%又は100人 ※密閉空間での大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないものは慎重な対応が必要。管楽器にも注意。
ステップ2	6月19日～ 7月9日	収容率50%又は1,000人 ※密閉空間での大声を発するもの、人との間隔を十分に確保できないものは慎重な対応が必要。管楽器にも注意。
ステップ3	7月10日～ 7月31日	収容率50%又は5,000人 ※密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインに寄る対応。
ステップ3の 継続	8月1日～ 8月31日	収容率50%又は5000人 ※密閉空間で大声を発する者等は、厳格なガイドラインに寄る対応 ※内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長・令和2年7月23日付事務連絡「8月1日以降における催物制限等について」により、イベント開催制限を8月末まで維持することが示された。
一定の条件の もとでの 制限緩和	9月19日～ 11月末(※) 令和3年2 月末日まで 延長	○「大声での歓声・声援がないことが前提のイベント」 収容率100%以内での開催 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。 ○「大声での歓声・声援が想定されるイベント」 収容率50%以内での開催
緊急事態宣言	令和3年 1月14日 ～2月7日	収容率50%又は5,000人 午後8時までの営業時間短縮要請

※全国公立文化施設協会が作成した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」(令和2年5月14日策定、令和2年9月18日改定)改定の動向を注視しながら、人数上限を緩和又は強化する。

※内閣府新型コロナウイルス感染症対策分科会(令和2年9月11日開催)において、令和2年9月19日から令和2年11月末日までの対応として、「新しい生活様式の定着」「業種別ガイドラインの遵守」を前提に一定の条件のもと収容率の制限緩和の考え方が示されたもの。

「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」(令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長)により、令和3年2月末まで、同制限緩和の考え方を延長。

※上記の対応は、国が示す「ステージⅠ」及び「ステージⅡ」相当の感染状況において、収容率等の制限を緩和したものであり、都道府県ごとに「ステージⅢ」相当以上と判断された場合には、イベントの人数制限をもとに戻すことも含め、慎重な対応が求められている。

※令和3年2月末まで、制限緩和の考え方を延長した後、緊急事態宣言発出のため、再び利用制限が示されたもの。

【参考】新型コロナウイルス感染症対策分科会提言(令和2年8月7日開催)

ステージⅠ	感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階
ステージⅡ	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階 ・3密環境などリスクの高い場所でクラスターがたびたび発生することで、感染者が漸増し、重症者が徐々に増加してくる。公衆衛生体制及び医療提供体制への負荷の増大
ステージⅢ	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階 ・ステージⅡと比べてクラスターが広範に発生するなど、感染者が急増し、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制への負荷がさらに高まり、一般医療にも大きな支障が発生することを避けるための対応が必要な状況
ステージⅣ	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階 ・病院間クラスター連鎖などの大規模かつ深刻なクラスター連鎖が発生し、爆発的

	な感染拡大により高齢者や高リスク社が大量に感染し、多くの重症者及び死亡者が発生しはじめ、公衆衛生体制及び医療提供体制が機能不全に陥ることを避けるための対応が必要な助教
--	---

【各施設の防止対策】

※客席の配置（収容率）について

○「11月未までの催物の階差制限等について」（令和2年9月11日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）、及び「来年2月未までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）により示された、人数上限の目安について、大阪府下における感染の収束状況、公演の内容、上演時間、想定される観客層等を踏まえつつ、「来場者による大声での歓声、声援、唱和等がないことを前提としうる公演」は、本ガイドラインに示す感染症対策を総合的に応じたうえで、収容定員までの配席数（100%以内、最前列席には下記参照）とすることは可能とする。

※客席の最前列は、舞台端から十分な距離をとることとし、最低でも水平距離で2m以上設けること。それが困難な場合はフェイスシールドの着用など距離を置くことと同等の効果を有する措置を講じること。

○上記以外の公演については、マスク着用と発生の抑制の周知及び主催者による個別注意など必要となる感染防止策を総合的に講じたうえで原則として収容率を50%以内とする。ただし異なるグループ間では座席を1席開けるが、親子等の同一グループ（5名以内）では座席間隔を空ける措置は不要とする。（50%を超えることもありうる。）

○高齢者や持病のある方が多数来場することが見込まれる公演については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、より慎重な対応を検討することが必要。

○隣同士の配席とする際には、座席のひじ掛けの使用について、原則、左右いずれかに統一するように要請すること

○個々の公演の内容等により、感染症対策の必要性や水準等が異なること等に鑑み、各公演ジャンルの統括団体等のより詳細なガイドラインを遵守すること

【例示】

- ・クラシック音楽公演運営推進協議会
「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ・緊急事態舞台芸術ネットワーク
「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」
- ・一般社団法人全日本合唱連盟
「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」

● 榎文化会館

館内施設	防止対策
施設共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用状況、内容、形態、人数の把握。対する防止対策 ・ 余裕を持ったスケジュール設定（時間差入場、トイレ混雑の緩和等） ・ 館内各所への消毒液を設置 ・ 啓発チラシ等の掲示 ・ 各室利用毎にドアノブ、机・椅子等の次亜塩素酸水によるふき取り作業の実施 ・ 飲食を伴う貸出不可（料理室、楽屋スペースは除く）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要箇所の随時消毒清掃 ・ 主催者による入場時の検温の実施 ・ 主催者によるマスク着用の徹底、入場時の手指消毒、こまめな手洗い、不必要な会話を控えること、ソーシャルディスタンスを維持（最低1m以上）すること等、来場者への呼びかけと個別注意の実施（ピロティ、ロビー、会場内） ・ 入口に消毒液を設置

	<p>◆1月14日～2月7日 354席（収容率50%） 原則午後8時までの利用 緊急事態宣言により利用制限</p> <table border="1"> <tr> <td>354席（収容率50%）</td> <td>大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等</td> </tr> <tr> <td>700席（収容率100%）</td> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。</td> </tr> </table>	354席（収容率50%）	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	700席（収容率100%）	大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。
354席（収容率50%）	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等				
700席（収容率100%）	大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。				
研修室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 27名 ・原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、63名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中常時換気 				
陶芸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 24名 ・原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、48名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中常時換気 				
料理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 24名 ・原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、48名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中常時換気 ・調理の際は、利用者の調理前後の手洗いの徹底やマスクの着用、十分なソーシャルディスタンス確保 ・飲食の際は、利用者の手洗いの徹底や対面使用の禁止、会話の自粛 				
和室1	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 4名 ・原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、20名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中常時換気 				
和室2	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 5名 ・原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、20名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中常時換気 				
第1会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 18名 ・原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、36名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中常時換気 				
第2会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 7名 ・原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、18名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中常時換気 ・対面となるテーブルは間隔を離して使用 				
第1講座室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 52名 ・原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、120名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中常時換気 				

第2講座室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 21名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、45名まで利用可能。 ・使用中常時換気
第3講座室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 10名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、24名まで利用可能。 ・使用中常時換気
第4講座室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 10名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、24名まで利用可能。 ・使用中常時換気
音楽室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 20名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、40名まで利用可能。 ・使用中常時換気(常時換気が難しい場合は1時間に10分は換気)
視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 24名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、60名まで利用可能。 ・使用中常時換気(常時換気が難しい場合は1時間に10分は換気)
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が接触する場所の消毒清掃
楽屋スペース	<ul style="list-style-type: none"> (従来の利用人数目安各10名) ・給湯室、シャワー室、の人数制限 各1名 ・飲食の際は、利用者の手洗いの徹底や対面使用の禁止、会話の自粛
受付	<ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンターでの待ちスペースでの十分な間隔(最低1m)を示すマーキング ・受付案内を、透明ビニールカーテンなどで遮蔽 ・手洗いや手指消毒の徹底

●東文化会館

館内施設	防止対策				
施設共通	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況、内容、形態、人数の把握。対する防止対策 ・余裕を持ったスケジュール設定(時間差入場、トイレ混雑の緩和等) ・館内各所への消毒液の設置 ・各室利用毎にドアノブ、机・椅子等の次亜塩素酸水によるふき取り作業の実施 ・啓発チラシ等の掲示 ・大阪コロナ追跡システムの表示と登録の推奨 ・飲食を伴う貸出不可(料理室、フラットホール、楽屋スペースは除く) 				
メインホール	<ul style="list-style-type: none"> ・必要箇所の随時消毒清掃、入場時手指消毒 ・主催者による入場時の検温の実施 ・主催者によるマスク着用の徹底、入場時の手指消毒、こまめな手洗い、不必要な会話を控えること、ソーシャルディスタンスを維持(最低1m以上)すること等、来場者への呼びかけと個別注意の実施(ロビー、ホワイエ、会場内) ・開館中連続換気運転 ◆1月14日～2月7日 189席(収容率50%) 原則午後8時までの利用 緊急事態宣言により利用制限 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">189席(収容率50%)</td> <td style="width: 50%;">大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演等</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">401席(収容率100%)</td> <td style="width: 50%;">大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞</td> </tr> </table>	189席(収容率50%)	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演等	401席(収容率100%)	大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞
189席(収容率50%)	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演等				
401席(収容率100%)	大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞				

		踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会—等 ※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。
フラットホール	<ul style="list-style-type: none"> 必要箇所の随時消毒清掃、入場時手指消毒 主催者による入場時の検温の実施 主催者によるマスク着用の徹底、入場時の手指消毒、こまめな手洗い、不必要な会話を控えること、ソーシャルディスタンスを維持（最低1m以上）すること等、来場者への呼びかけと個別注意の実施（ロビー、エントランス、会場内） 開館中連続換気運転 飲食の際は、利用者の手洗いの徹底や対面使用の禁止、会話の自粛 <p>◆1月14日～2月7日 42席（収容率50%） 原則午後8時までの利用 緊急事態宣言により利用制限</p>	<p>42席（収容率50%）</p> <p>大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演—等</p> <p>180席（収容率100%）</p> <p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会—等</p> <p>※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。</p>
ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 100名 原則午後8時までの利用 <p>ただし、大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合は、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保され、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 入場時手指消毒 開館中連続換気運転 	
リハーサル室	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 20名 原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、80名まで利用可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要箇所の随時消毒清掃、入場時手指消毒 開館中連続換気運転 	
練習室1～5	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値（各2～5名） 原則午後8時までの利用 <p>感染防止対策を徹底することが担保される場合の目安は各3～8名</p> <ul style="list-style-type: none"> 開館中は連続換気運転 使用前後の消毒清掃の実施 	
料理室	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 17名 原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、35名まで利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 開館中は連続換気運転、強制換気システムの稼働 使用前後の消毒清掃の実施 調理の際は、利用者の調理前後の手洗いの徹底やマスクの着用、十分なソーシャルディスタンス確保 飲食の際は、利用者の手洗いの徹底や対面使用の禁止、会話の自粛 規定席以外での着席の禁止 	
工芸室	<ul style="list-style-type: none"> ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 19名 原則午後8時までの利用 <p>ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、37名まで利用可能</p> <ul style="list-style-type: none"> 開館中は連続換気運転、入替り時の開窓換気 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前後の消毒清掃の実施
和室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 7名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、24名まで利用可能 ・開館中は連続換気運転、入替り時の開窓換気 ・使用前後の消毒清掃の実施
講座室 1、2	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 各々11名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、講座室1は33名、講座室2は25名まで利用可能 ・開館中は連続換気運転、入替り時の開窓換気（講座室2のみ） ・使用前後の消毒清掃の実施
研修室 1、2	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 研修室1は14名、研修室2は16名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、研修室1、2ともに、40～50名の利用可能 ・開館中は連続換気運転 ・使用前後の消毒清掃の実施
プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・使用制限の目安値 6名 ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、10名まで利用可能 ・開館中は連続換気運転 ・使用前後の消毒清掃の実施 ・濃厚接触の回避 ・入室前体調確認
ホワイエ	<ul style="list-style-type: none"> ・イスの一部撤去 ・エレベーターの人数制御 ・階段利用の推奨
楽屋スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・給湯室、シャワー室、の利用制限 ・飲食の際は、利用者の手洗いの徹底や対面使用の禁止、会話の自粛
共用スペース	<ul style="list-style-type: none"> ・対面となるテーブルは撤去 ・座席数の制限（椅子は一つ以上開ける）
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が接触する場所の消毒清掃 ・トイレの蓋を占めて汚物を流すよう表示 ・ハンドドライヤーの停止
受付・案内	<ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンターでの待ちスペースでの十分な間隔（最低1m）を示すマーキング ・受付席数の削減、左右の距離確保 ・受付案内を、透明ビニールカーテンで遮蔽 ・手洗いや手指消毒の徹底

●美原文化会館

館内施設	防止対策
施設共通	<ul style="list-style-type: none"> ・利用状況、内容、形態、人数の把握等 ・使用前後のインターバル設定—アルコール消毒作業 ・ホール/時間差入場、トイレ混雑の緩和等 ・館内各所への消毒液の設置 ・啓発チラシ等の掲示 ・飲食を伴う貸出不可（料理室、楽屋スペースは除く）
ホール	<p>【客席】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催者による入場時の検温の実施 ・主催者によるマスク着用の徹底、入場時の手指消毒、こまめな手洗い、不必要な会話を控えること、ソーシャルディスタンスを維持（最低1m以上）

	<p>すること等、来場者への呼びかけと個別注意の実施（ロビー、ホワイエ、会場内）</p> <p>◆1月14日～2月7日 270席（収容率50%） 原則午後8時までの利用 緊急事態宣言により利用制限</p> <table border="1"> <tr> <td>270席（収容率50%）</td> <td>大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演一等</td> </tr> <tr> <td>541席（収容率100%）</td> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会一等</td> </tr> </table> <p>※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があります。</p> <p>【舞台】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンスの確保・3密回避 ・イベント内容、出演者数の制限（期限付き、個別対応） 	270席（収容率50%）	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演一等	541席（収容率100%）	大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会一等
270席（収容率50%）	大声での歓声・声援等が想定されるロック、ポップコンサート、公演一等				
541席（収容率100%）	大声での歓声・声援等がないことを前提とするクラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会一等				
2階 リハーサル室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 22名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、70名まで利用可能 ・換気の徹底—1時間に2～3回換気（入口ドアと非常口ドアの開放） ・使用内容の制限（期限付き） 				
2階 音楽室①	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 18名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、50名まで利用可能 ・空調の常時運転（外気入れ替え式） 				
2階 音楽室②	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 10名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、20名まで利用可能 ・空調の常時運転（外気入れ替え式） 				
3階 工芸室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 14名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、38名まで利用可能 ・換気の徹底—1時間に2～3回換気（窓を開放） 				
3階 和室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 17名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、24名まで利用可能 ・換気の徹底—1時間に2～3回換気（窓を開放） 				
4階 講座室①	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 14名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、36名まで利用可能 ・換気の徹底—1時間に2～3回換気（窓を開放） 				
4階 講座室②	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 12名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、26名まで利用可能 ・換気の徹底—1時間に2～3回換気（窓を開放） 				
4階 プレイルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・使用制限の目安値5名まで（濃厚接触回避等に留意）（従来の利用人数目安15名） ・原則午後8時までの利用 				
5階 研修室①～⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 各室9名まで 				

	<ul style="list-style-type: none"> ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、各室28名まで利用可能 ・換気の徹底-1時間に2~3回換気(窓を開放)
5階 視聴覚室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 15名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、53名まで利用可能 ・換気の徹底-1時間に2~3回換気(窓を開放)
5階 料理室	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーシャルディスタンス確保のための制限目安値 12名まで ・原則午後8時までの利用 ただし、参加者同士が大きな声で発声しない利用で、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される場合は、38名まで利用可能 ・換気の徹底-1時間に2~3回換気(窓を開放) ・器具の使用前後の消毒 ・調理の際は、利用者の調理前後の手洗いの徹底やマスクの着用、十分なソーシャルディスタンス確保 ・飲食の際は、利用者の手洗いの徹底や対面使用の禁止、会話の自粛
楽屋スペース	<p>(従来の利用人数目安)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・楽屋1・3・4・5・6 各4名 ・楽屋2 2名 ・飲食の際は、利用者の手洗いの徹底や対面使用の禁止、会話の自粛
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数が接触する場所の消毒清掃 ・トイレの蓋を占めて汚物を流すよう表示 ・ハンドドライヤーの停止
受付・案内	<ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンターでの待ちスペースでの十分な間隔(最低1m)を示すマーキング ・受付案内台に透明ビニールシートを設置 ・こまめな手洗い・手指のアルコール消毒の啓蒙

●文化館

	館内施設	防止対策
	全館	<ul style="list-style-type: none"> ・玄関自動ドアの常時全開放 ・使用展示室の制限人数合算に合わせたの入館制限の実施 ・高頻度接触部位の清掃委託社による定期消毒(開館前及び14時) ・館内各所への消毒液の設置 ・啓発チラシ等の掲示 ・飲食を伴う貸出不可(ギャラリー控室は除く)
パブリックスペース	玄関風除室	<ul style="list-style-type: none"> ・配架台の撤去、チラシ配架の中止 ・傘袋対策を考慮し消毒液の位置を決定
	エントランスロビー	<ul style="list-style-type: none"> ・手指消毒用アルコール設置 ・コインロッカー使用中止 ・自動販売機ボタンへの抗菌シートカバー貼付 ・客列ローピングと床面へのスペースマーキング ・ドリンクカウンター天板随時消毒 ・各種注意喚起表示
	受付・案内	<ul style="list-style-type: none"> ・受付カウンター上への透明抗菌シート設置による飛沫防止 ・受付職員の手袋・マスクの常時着用 ・トレーを介しての現金授受、接客都度の手指消毒 ・カウンター上の備品類の撤去 ・カウンター天板随時消毒 ・受付カウンターでの待ちスペースでの十分な間隔(最低1m)を示すマーキング
	ミュージアムショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・固定見本のみの商品陳列と番号による発注方式の導入 ・見本品への接触不可表示 ・ディスタンス確保注意喚起表示 ・随時消毒

	エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> ・ボタンスイッチ面への抗菌シートカバー貼付 ・スイッチ面の随時消毒 ・搭乗人数の制限（1機4人）と床面へのポジションマーキング ・搭乗口の交差を避けるための待機場所マーキング
	2階回廊	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチソファ（3人掛け）中央席の使用禁止 ・接触部随時消毒
	3階回廊	<ul style="list-style-type: none"> ・ベンチソファ（3人掛け）中央席の使用禁止 ・フォトコーナー自撮り棒の撤去 ・アンケートコーナーの中止 ・接触部随時消毒
	2・3・4階 各男女トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口へのアルコール消毒液設置 ・便座フタ閉での水洗注意喚起表示 ・手洗い方法表示 ・清掃委託者による接触部除菌（2回/日）
	2階多目的トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・出入口へのアルコール消毒液設置 ・便座フタ閉での水洗注意喚起表示 ・手洗い方法表示 ・清掃委託者による接触部除菌（2回/日）
ギャラリー 関連	2階・3階 ギャラリー各室 全8区画 （各区画共通）	<ul style="list-style-type: none"> ・各区画別入室者数制限目安値設定（別表） ・ただし、大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合は、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保され、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保 ・空調機による利用中換気 ・利用者への受付設置の場合の接触部随時消毒の要請 ・利用者への来場者に対するディスタンス確保喚起の要請
	2階ギャラリー控室	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機による利用中換気 ・入室者数制限目安値設定（5人） ・テーブルの1長辺を壁面に密着させ配置、対面使用を禁止 ・飲食の際は、利用者の手洗いの徹底、会話の自粛 ・清掃委託社による接触部消毒（開館時間前） ・利用者による接触部の随時消毒要請（消毒液等無償貸与）
	3階ギャラリー控室	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機による利用中換気 ・入室者数制限目安値設定（3人） ・清掃委託社による接触部消毒（開館時間前） ・利用者による接触部の随時消毒要請（消毒液等無償貸与） ・飲食の際は、利用者の手洗いの徹底や対面使用の禁止、会話の自粛
	2階・3階・4階 給湯室	<ul style="list-style-type: none"> ・入室者数制限目安値設定（1人） ・利用前の手指消毒の徹底を要請 ・食器類の使用前後の洗浄を要請 ・使用時の換気扇使用を要請 ・生ゴミの持ち帰りの徹底を要請
	2階備品庫	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出前の備品消毒実施 ・利用者への返却時の備品消毒要請
	3階備品庫（西・東）	<ul style="list-style-type: none"> ・貸出前の備品消毒実施 ・利用者への返却時の備品消毒要請
ミュシャ館	3階 ミュシャ館 3階展示室	<ul style="list-style-type: none"> ・入室者数制限目安値設定（10人） ・本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保され、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保 ・入室時手指消毒用アルコール設置 ・ガラスケース類の随時消毒
	4階 ミュシャ館 第1展示室 第2展示室	<ul style="list-style-type: none"> ・入室者数制限目安値設定（2室各10人） ・本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保され、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保 ・ベンチソファ（3人掛け）中央席の使用禁止 ・ガラスケース類の随時消毒 ・展示作品目録をチケット販売時配布に変更

4階回廊	<ul style="list-style-type: none"> ・ぬり絵コーナーの中止 ・配架の中止 ・アンケートコーナーを除くスタッキングチェアの撤去 ・会議テーブル天板の随時消毒
------	--

(別表)

区分	利用制限の目安 (人)
2階 つつじ 1	14
2階 つつじ 2	14
2階 しょうぶ 1	10
2階 しょうぶ 2	20
3階 も ず 1	18
3階 も ず 2	18
3階 やなぎ 1	12
3階 やなぎ 2	12

(3) 事業実施における対策

「政府通知」に基づいて、段階的に事業開催に関する制限を緩和することとし、改めて通知等があった場合は、その内容に応じて適宜・的確に対応する。

【施設管理・貸館における対策】

対策項目	具体的対策 (案)
人との接触を避け、対人距離を確保 (できるだけ2mを目安に)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模を見直し、対人距離を確保する。 ・座席間隔を確保、明示 ・演目、演出等との調整の上、演者との距離が近いホール前方客席の使用を検討。
感染防止のための入場者の整理 (密にならないように対応)	<ul style="list-style-type: none"> ・床面に目安のテープ ・時間差の入場案内 など
感染防止のための入場者の特定 (発熱又はその他の感冒様症状を呈している人の入場制限)	<ul style="list-style-type: none"> ・熱は軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛ける ・発熱者を体温計などで特定し入場を制限する ・入場者の名簿を適正に管理 (可能な範囲で公演関係者、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、作成した名簿を一定期間(概ね1月間)保持。また名簿等が必要に応じて保健所等の公的機関に提供されることを事前に周知。個人情報適切な収集・管理・廃棄)
ロビー、廊下、ピロティなどオープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時に一度に集まらないようアナウンス。貼紙の掲示 ・対面となるテーブルは撤去 ・共有物品(椅子等)は、定期的に消毒する。 ・サイン会、出演者との写真撮影の禁止 ・物販はオープンスペースでは禁止。ただし、入場制限、入場者の把握を可能とする諸室における物販については、必要な感染症対策を講じることを前提として可能とする。
入口及び施設内の手指の消毒設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ホール出入口付近に消毒液の設置

の設置	
マスクの着用（職員及び入場者に対する周知）	<ul style="list-style-type: none"> ・従事者のマスク着用を徹底し、入場者には掲示物等で着用を周知 ・会話を控えるよう呼びかけ、大声を発生する者への個別注意の実施 ※各ホール及び諸室を、収容率 100%で使用する場合は必須条件

【貸館打合せ時に感染症対策として要請する内容】

下表の対策を主催者に要請。実施が困難な場合には代替案を検討するなど感染症対策を実施する。

※緩和措置を適用するには、本ガイドラインに基づく感染防止策を徹底することが担保される必要があり、事業規模（入場者数など）に対して、密集状態を回避できない、以下の感染症対策が実施できないと判断した場合は当館から事業規模縮小を要請し、なお改善できない場合は、管理運営上の支障をきたすものとして使用の許可を取り消すことがあります。

【例示】

- ・全員のマスク着用が徹底できない（フェイスシールド可）
- ・参加者を把握できない、又は大阪コロナ追跡システムを推奨しない
- ・十分な入場時間、休憩時間が確保できない

対策項目	具体的対策（案）
観客・来場者へのマスク着用の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・来館者全員にマスク着用を徹底 ・マスクを着けていない来館者への配布用マスクを準備
事業規模、内容・演出の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・舞台上の人数目安、舞台裏の密集・密接の防止 ・出演者と客席の間隔を確保、最前列からの客席使用制限 ・客席の空き間隔を確保し、収容率を 50%とする場合、客席は前後左右を空けた市松模様状として使用する。
入退場時の整理 1	<ul style="list-style-type: none"> ・チケットシステム等の活用により、来場者の氏名及び緊急連絡先の把握に努める。また来場者に対して感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されうることを事前に周知 ・トイレ付近、もぎり場所等、床面に目安のテープの貼付、表示板の設置 ・開場時間を通常より長く設定（1 時間程度）し、入場時の密を避ける対策 ・時間差入場などの対策 ・対面となる椅子や机の配置を避ける
入退場時の整理 2 スタッフとお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの従事前の検温を実施 ・入場時の検温、発熱者の入場制限の実施（事前予約により非接触型体温計の貸出は可能） ・チケット払戻など、入場制限者への対応の規定 ・入場者の名簿作成、大阪コロナ追跡システムへの登録 ・「もぎり」は、原則としてお客様自身で行うこと ・プログラムやちらしの配付は手渡しせず、あらかじめ定めた場所に配布する。 ・フェイスシールドの活用
休憩時間の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレ混雑緩和のためのアナウンスの実施 ・ロビー、廊下、ピロティなどオープンスペースにおけるマスク着用の徹底、大声での会話の禁止、飲食しながらの会話を控えること など
出演者とお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者との写真撮影会、サイン会、物販の禁止 ・声援をあおる、客を舞台に上げるなどの演出禁止 ・全体合唱、発声によるアンコールの禁止 ・出演者とお客様との面会の禁止（楽屋スペースへの出入り、出待ちを含む）。 ・出演者によるあいさつ時間の短縮 など
スケジュール調整	<ul style="list-style-type: none"> ・仕込み、リハーサル、撤去に十分な時間を確保し、密な空間の防止に努める ・入退場時に十分な時間を確保する

消毒液の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・休憩時間を十分に確保し、トイレ使用時の混雑を避ける ・主催者に「もぎり付近」「楽屋スペース」での消毒液の設置を要請（共用部、舞台付近は、会館で設置している）
出演者・関係者の感染防止	<ul style="list-style-type: none"> ・体調管理、入館時の検温の実施 ・体調不良者に作業をさせないことの徹底 ・感染判明時の連絡体制の確保 ・マスクの着用（主催者による予備マスクの準備） ・手洗い、手指消毒の徹底 ・練習・稽古、仕込み・撤去等においても十分な感染防止対策の実施
催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント後の打ち上げ等での密集回避を呼びかけ ・1,000人以上の公演・イベントを実施する場合、公共交通機関、飲食店等の分散利用について注意喚起を実施

□主催・共催公演における対策（上記以外に）

対策項目	具体的対策（検討含む）
入場時の検温	<ul style="list-style-type: none"> ・非接触型体温計による来場者への体温チェックを実施（発熱が疑われる来場者は個別に体温計で検温） ・発熱者には入場を控えていただき、返金対応
職員等とお客様との接触機会の低減	<ul style="list-style-type: none"> ・QRコードによるアンケートの後日WEB回答の導入
収容人数の調整	<ul style="list-style-type: none"> ・公演により、3密を回避するための収容人数の調整 ・政府等の要請に応じて、段階的に緩和・拡充することとする。
休憩時間の延長	<ul style="list-style-type: none"> ・幕間の休憩時間は、公演関係者と調整の上、原則として20分以上確保（トイレ等が3密にならないように十分な時間を確保。場合によっては回数の増）
感染防止のための退出者の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・終演時の分散退出を促すなど、3密にならない工夫をする。 ・3密防止のため、演目やアンコール曲名については、ホワイエ等に貼りださず、ホームページに掲載する。
鑑賞時のマナー徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・配付物や影アナにて、「常時マスクの着用、トイレ混雑時のソーシャルディスタンスの確保、間隔を空けた配席、大きな声での声援・会話の抑止など」を徹底する。
使用施設、備品関係の消毒清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・終演後、ホール座席や楽屋、使用備品の諸毒清掃を実施する。

(4) 舞台準備・運営・撤去における対策

運営・対応	具体的対策
ホール備品・機材等について	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や公演関係者など不特定多数の人が触る備品（イス、ピアノ、マイクなど）は、手袋の着用または使用後に消毒作業を行う。 ・機構、照明、音響の操作卓類（キーボード含む）の使用前もしくは使用後に消毒してから作業する。 ・使用した機材の除菌 ・備品の転換等は使用者にはさせず、職員等で行う。
マイク使用について	<ul style="list-style-type: none"> ・除菌の徹底：舞台袖に常備し使用するごとに除菌 ・使い回しの禁止：基本的に使い回しではなく1人1本固定 ・手渡しの禁止：マイク置き台等を活用し職員等から使用者への手渡しを極力無くす。
調光室、音響室、映写室について	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り使用者を限定する ・こまめに部屋や機材の除菌を行う。 ・喚起の徹底：窓の開放、本番時以外は出入口の扉も開ける等
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・マスク着用の徹底 ・手袋着用 ・持ち込み機材にはなるべく触れない ・防災上、セキュリティ上支障のない範囲で扉や窓を解放し換気を心掛ける。 ・スタッフジャンパーなど、洗濯や除菌をまめにすることを心掛ける。

	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤時の検温 ・スチール、録画録音など各業者の入館リスト、体調の状態管理
--	--

(5) 救急対応

運営・対応	具体的対策
急患への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・急患者が発生した場合には、救護室に搬送する。 ・対応する職員は、マスク及び手袋の着用を徹底する。 ・必要に応じて救急要請するなど適切な対応を行う。

(6) 「堺シグナル」への対応

堺市では、「直近1週間の累積感染経路不明者数」に加え、「直近1週間の新規陽性者の年齢構成割合」などのモニタリング指標を見える化し、感染拡大の傾向を市民に発信し、また察知された特徴的な傾向を、状況に応じて示し感染拡大の傾向に応じたより適切な感染予防の行動の呼び掛けを行うこととしている。

堺市文化振興財団では、堺市が発信する市民等への呼びかけに迅速かつ適切に対応し、感染拡大の防止に努めていく。

7. 職員の安全確保対策

以下の項目により、職員の安全確保に努める。

(1) テレワークの実施

公共交通機関など市中での感染を避けるために、テレワークを導入する。

(2) 時差出勤の実施

やむなく公共交通機関など利用しなくてはならない場合でも、時差出勤を推奨し混雑を避ける。

(3) 自転車通勤の促進

公共交通機関など利用せずに出勤する手段として、自転車通勤を促進する。

(4) 会議や打ち合わせ等では、対面にならない席配置にするなど、従事者間の感染リスクを低減するよう努めます。

(5) 執務エリアでの事務用品等の共用は避け、不特定多数が触れやすい場所や備品等の消毒を定期的に行い必要箇所に手指消毒用消毒液を設置します。

(6) ユニフォームや作業着はこまめに洗濯します。

(7) 公演や貸館業務に直接関与しない職員は、できるだけ会場への出入りや公演関係者との接触を控えます。

8. 感染が判明した場合の対応

各館において、職員等の新型コロナウイルスの感染、または集団感染クラスターの発生が判明した場合、以下のとおり対応することとする。

(1) 職員等に陽性者が出た場合の対応

緊急連絡網により、情報を共有する。

濃厚接触者の自宅待機

陽性者と接触したものは速やかに検査を受け、結果が出るまで自宅待機。

消毒作業等

保健所の指導に従い、専門業者に速やかに発注。陽性者の施設内の行動範囲を確認し、重点消毒を行うとともに原則全館消毒とする。

□体制の確保

濃厚接触者の自宅待機により、職員体制の確保が困難となるが、電話などの問い合わせ対応が可能となる体制を確保する。

なお、職員数が概ね1/3を下回ると問い合わせ対応を続けることが困難となり、完全休館とする。

□再度開館する場合の判断

職員の体制が整った状態になった場合、まずは時間を限定しながら問い合わせ対応を再開する。

開館する場合は、職員数を確保と並行し、市と十分な協議を経たのちに開館することとする。

□報道提供等

施設所管課である文化課及び財団本部と調整し、速やかに下記の内容を公表する。

【例示 主な内容】

※以下の項目のほか状況に応じて調査を実施し公表するものとする。

○感染者について

- ・年代、性別、住所（市区町村まで）
- ・職務内容、来館者等との接触の可能性について

※常駐の委託業者の従業員の場合、原則として委託業者から公表することとするが、当該従事者の職務内容、勤務状況を鑑み、本財団から公表することとする。

○経過・症状

○勤務状況

○濃厚接触者

○実施した対策

○今後の運営について

(2) クラスタが発生した場合（怖れのある場合）の対応

□対応方針

- ・原則として閉館する。
- ・クラスタ発生が疑われる事業の調査・公表
（事業運営及び感染対策の実施状況、濃厚接触者の範囲・人数、陽性者の行動など）
- ・市との連携

□対策

- ・大阪府のクラスタ発生時の対応に従い、把握している名簿等により協力することとする。
- ・従業員等の体調の変化に応じて、適宜、堺市「新型コロナ受診相談センター」への相談を行う。（電話 072-228-0239）

□施設の開閉の判断、市との協議等について

※対応に関しては「対応フロー」に則って行う。

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー

●ポイント 感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

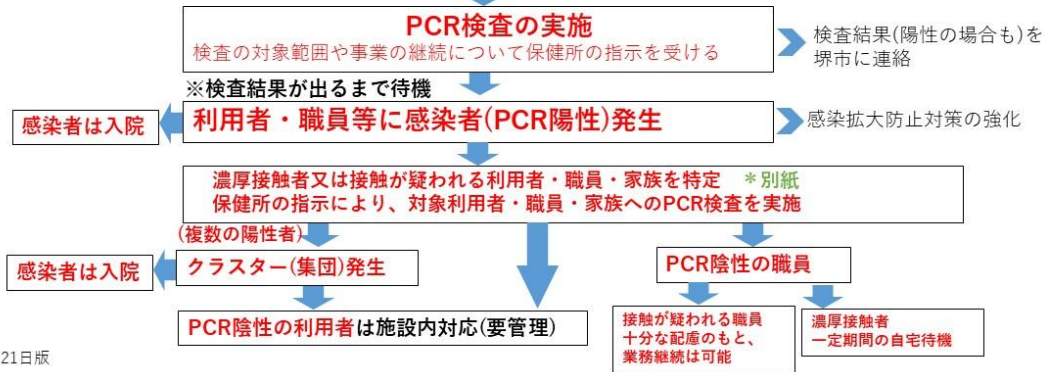
感染疑いの事例がない場合

- ・各施設の感染対策マニュアル等に基づく取り組みの再徹底
(地域の状況を踏まえ、健康管理・マスク・手指消毒の徹底)※即、濃厚接触者にならない為
- ・緊急連絡先など情報共有体制の確認

感染疑い事例が発生した場合

- ・館長に報告・相談し対応

「新型コロナウイルス受診相談窓口」又は直接「新型コロナ外来」に電話連絡し指示を受ける

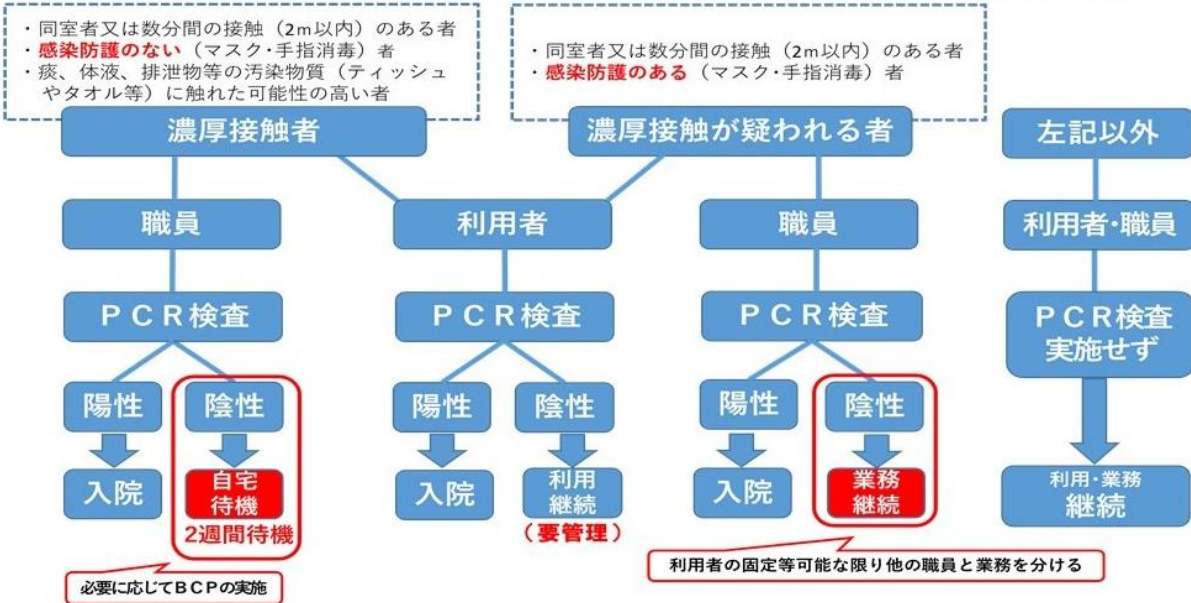


令和2年5月21日版

*別紙 濃厚接触者 又は 濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定

感染者(PCR陽性)が出た際の他の利用者・職員への対応

※家族等の対応については、管理者・医師から「新型コロナウイルス受診相談窓口」(帰国者・接触者電話相談センター)に相談



令和2年5月21日版